



養蜂振興法に基づき、飼育届の提出が必要です

○ミツバチを通年で飼育されている方

○はちみつやミツバチ等を譲渡または販売されている方 は

毎年1月中に、飼育届を住所地の都道府県に提出してください。
(手数料はかかりません。)

※愛媛県の場合は、住所地の市町を經由して提出していただいております。
届出についての詳細は、最寄の地方局へお問い合わせいただくか、県ホームページを御覧下さい。

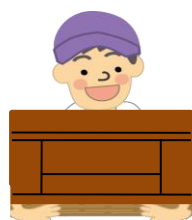
花粉交配用のみミツバチを飼育される方は届出は不要です

花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。



- ・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。
- ・花粉交配での利用中は、適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

園芸農家



貸出等の場合



養蜂業者に返却

買い取りの場合



焼却等



窓 口

担当係

電 話

(届出)

各地方局農業振興課

農業振興係

【東予】0898-68-7322
【中予】089-909-8761
【南予】0895-28-6145

(衛生管理)

各家畜保健衛生所

防疫係

【東予】0897-57-9122
【今治支所】0898-22-0430
【中予】089-990-1333
【南予】0894-22-0328
【宇和島支所】0895-22-1294

届出について(様式がダウンロードできます)

愛媛県庁ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/> から

申請書等ダウンロード > 組織別一覧 > 畜産課 > 養蜂振興法関係